

常総市多子世帯子育て応援金支給事業

対象者 (申請者)	<p>① 同一世帯の3人以上の児童を養育する父または母、養育者。 ※「養育者」とは、父、母以外の者で児童と同居し監護している者。</p> <p>② 10月1日基準日において、住民基本台帳に<u>1年以上連続して住所を有する者</u>。 ※10月1日の基準日に住定期間、対象児童数等の条件を満たしていれば、その後、転出しても対象とする。</p> <p>③ 外国籍の方は、特別永住者・永住者のみ認める。</p> <p>④ 市税等に滞納がないこと。(※ 出産祝金に準ずる項目)</p> <p>⑤ 生活保護受給者は除く。</p> <p>⑥ その他市長が認める者。</p>
対象児童	<p>① 市内に住所を有し、保護者と生計を同じくする者</p> <p>② 18歳に達した3月31日までの児童で、<u>第3子以降の義務教育期間</u>にある児童。 ※10月1日以降、支給日までに子が転出した場合でも、基準日に上記要件を満たしていれば対象とする。また、10月2日以降に児童が転入してきた場合は対象児童とならない。</p>
支給金額	<p>第3子 10,000円 第4子 20,000円 第5子以降 30,000円</p> <p style="text-align: right;">(例 18歳、14歳、13歳 18歳、17歳、13歳、10歳、5歳 15歳、14歳、13歳、11歳、9歳)</p>
基準日	<p>10月1日 ※基準日の根拠は、転入、転出等の異動が落ち着く時期で、支払日に近い期日とした。</p>
申請	<p>11月中 (随時分：2月中) ※未申告者も対象とする。 ※毎年度 申請については、新規申請とし、継続申請としない。 ※過年度分の申請受付は原則認めない。</p>
支給月	<p>12月 (随時分：3月) ※支給決定時において、生活保護、滞納者となったもの(申請者及び配偶者)は対象者から除く。 ※支給決定時において滞納分の完納が確認できれば支給する。</p>
添付書類	<p>なし ※添付書類で口座写しの提出は求めないが、口座を確認できる書類の提示を求める。</p>